

令和4年度 井戸水等の水質検査について

！！！！ はじめにお読みください ！！！！

保健所で実施している水質検査は、厚生労働省が定めた「**飲用井戸等対策要領**」に基づき、井戸の所有者が井戸水の状態を把握することを目的とした基本項目の検査であり、「**飲用に適する水**」であると判断するための検査ではありません。

「**飲用に適する水**」とは、水道法で定められた**51項目の水質基準**に適合している場合をいいます。
(さいたま市保健所では取り扱っていません。裏面の検査機関等にご相談ください。)

～ 検査の流れ ～

① 保健所又は各区の保健センターで、試験(検査)依頼書と採水容器をお受け取りください。



② 受付日の朝に採水し、**保健所窓口**にお持ちください。 ⇒ 保健所案内図は裏面へ。

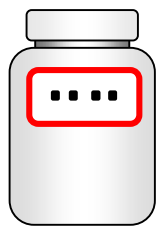
◎受付日時 下記の月曜日 午前9:00～11:00

4月	5月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
11日	30日	4日	1日	5日 26日	17日 31日	14日 28日	12日	16日	13日	13日

受付時に、**試験(検査)依頼書**と**検査費用***が必要です。

※検査項目の詳細と検査費用は、試験(検査)依頼書をご覧ください。(例:一般11項目=6,090円)

◎採水の手順 ☆ 蛇口等を十分に洗浄し、10～15分ほど水を流した後に採水してください。



【大】

大きい容器 [ガラス製]

- ① 容器の中を2～3回ゆすいでください。
- ② 容器に水を入れ(9分目程度)、フタをしっかり閉めてください。
- ③ 容器の側面にあるシールに、氏名を書いてください。

小さい容器2個 [ポリエチレン製]



【中】【小】

- ① 袋入りの容器(中)には薬剤が入っています。ゆすいだり、水をこぼしたりしないでください。
- ② 容器やフタの内側に、蛇口や手指が触れないように注意してください。
- ③ 容器の8分目くらいまで水を入れてください。
- ④ 容器の側面に、氏名を書いてください(油性マジック等使用)。外袋は捨ててください。



③ 成績書は、検査を受付けた日の**翌週木曜日(祝日の場合は翌金曜日)**以降に保健所窓口での交付となります。

成績書の郵送を希望される場合は、切手を貼って宛先を記入した封筒を、検査依頼時にお持ちください。なお、料金不足の場合は、受取人払いとなりますので、ご了承ください。



<公共交通機関をご利用の場合>

●JR埼京線

与野本町駅又は南与野駅から徒歩15分

●JR京浜東北線

北浦和駅西口からバスで約10分、バス停「鈴谷大かや前」下車徒歩2分

2番のりば(国際興業バス)

⇒「さいたま新都心駅西口」または「白楡電建住宅」行き

3番のりば(西武バス)

⇒「浦和北高校」または「加茂川団地」行き

<車をご利用の方>

新大宮バイパス ⇒ 埼大通り交差点を北浦和駅方面に曲がる

⇒ 鈴谷交差点を左折(直進約370m)

<参考:主な水質基準>

	項目	水道法基準値	解説
細菌	一般細菌	1mL中集落数 100個以下	水中の雑菌で、必ずしもすべてが病原菌ではありませんが、多数の細菌が検出された場合は、 <u>し尿、下水等による汚染の指標となります。</u>
	大腸菌	検出されないこと	一般に人畜の腸管内に生息していることから、し尿、下水等による汚染の指標となります。また、大腸菌の中には、病原性を持つものもあります。
理化学	硝酸態窒素および 亜硝酸態窒素	10mg/L以下	汚水、し尿などに含まれ、土壌や水に広く存在します。高濃度の水を飲むと血液中の酸素が欠乏し、特に幼児に強い影響が出ます。また、タンパク質中のアミンと結合して発がん性物質を作ります。また、煮沸では除去できません。
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
	塩化物イオン	200mg/L以下	ほとんどの自然水に含まれています。し尿、下水、海水、工場排水の混入によって著しく増加します。
	有機物 (全有機物炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	水に含まれている有機物(し尿、下水、汚水等)やフミン質(動植物が地中で分解されて生成したもの)の量を示します。
	pH値	5.8~8.6	異常な場合は、水道設備や配水管を痛めることがあります。
	臭気	異常でないこと	藻類やある種の生物および細菌の増殖、下水、汚水、工場排水による汚染の他、水道管の損傷などによっても異常を呈します。
	味 色度	異常でないこと 5度以下	フミン質や、鉄、銅、マンガン等の影響や、工場排水による汚染の指標となります。
	濁度	2度以下	井戸水においては、粘土系の汚濁物質による場合が多く、また、給水管等の損傷により汚濁物質が混入することもあります。
	アンモニア態窒素	※	検出された場合は、し尿や工場排水等による汚染が疑われます。 ※水質基準項目ではありません。
	残留塩素	※0.1mg/L以上	塩素には消毒作用があります。塩素滅菌機を設置していない井戸などでは検出されません。 ※水質基準項目ではありません。
理化学 (有機溶剤)	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	自然界に存在しない合成化学物質であり、金属部品の脱脂洗浄や工業用の溶媒等として使用されている、代表的な地下水汚染物質です。
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	中枢神経抑制作用や発ガン作用があると報告があります。
	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下 (目標値)	基準値以下であっても、検出された場合には地下水汚染が疑われるため注意が必要です。

<さいたま市内の水質検査機関(厚生労働大臣登録水質検査機関)>

検査機関により、受付日時や料金、採水サービス等が異なりますので直接お問い合わせください。

名称	所在地	連絡先
一般社団法人埼玉環境検査研究協会	大宮区上小町1450-11	048-649-0310
内藤環境管理株式会社	南区大字太田窪2051-2	048-887-2590
日本総合住生活株式会社	桜区田島7-2-3	048-714-5000